

## 鳥取市国民健康保険の運営と保険料

問 本庁舎保険年金課 ☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906、各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

### ■運営の現状

国民健康保険は、鳥取県と県内市町村が共同運営し、本市においては医療費の適正化や保険料の納付について加入者のみなさんのご協力をいただき、安定した財政運営が続いています。

### ■保険料について

令和3年度の保険料は、医療分および介護納付金分について引き下げをいたします。

また、税制改正に伴い、保険料軽減制度の判定基準が変更となりました。

### 【保険料率比較表】

区分	保険料率	令和3年度	令和2年度
医療分	所得割	6.1%	7.2%
	均等割	20,900円	23,000円
	平等割	22,000円	24,600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.7%	2.7%
	均等割	9,200円	9,200円
介護納付金分	所得割	2.2%	2.4%
	均等割	9,200円	9,400円
	平等割	7,000円	7,000円

医療分：加入者全員が負担します。

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるため、加入者全員が負担します。

介護納付金分：40～64歳の加入者が負担します。

### 【賦課限度額】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

### 【保険料軽減判定基準所得】

区分	基準所得 <sup>※1</sup>
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 <sup>※2</sup> の数-1)
5割軽減	43万円+28.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※1 基準所得：世帯の国保加入者全員（擬制世帯主を含む）の総所得金額等の合計

※2 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円以上）と年金所得者（年金収入⇒65歳未満：60万円以上、65歳以上：110万円以上）

注：軽減判定により基準所得を下回る世帯について保険料（均等割・平等割）が軽減されます。所得が判明していない場合は判定できませんので、所得の申告を必ずしましょう。

### ■保険料の算定方法

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの料率で計算し、合計額が年間の保険料となります。

所得割	被保険者の前年の総所得金額等から43万円 <sup>※1</sup> を引いた額に、所得割率を乗じて算出
均等割	被保険者1人あたりの額
平等割	1世帯あたりの額

※1：前年の合計所得金額が2400万円を超える場合は、控除額が少しずつ減り、2500万円を超えると消失します。

注：年度途中で国保の資格を取得あるいは喪失した場合は、月割りで計算します。この場合、保険料は届出日からではなく、資格を所得・喪失した時点までさかのぼって計算しますので、手続きは速やかに行ってください。

## 令和3年度広報モニター募集

問 本庁舎広報室 ☎ 0857-30-8008 ☎ 0857-20-3040



市の広報や事業に関するインターネットアンケート（年10回程度）のモニターを募集。

※回答実績に応じて図書カード進呈

対象 18歳以上の市内居住者で、パソコン・スマートフォンなどでメール受信、およびインターネット上のアンケートに日本語で回答できる人

募集人数 100人

応募期限 4月23日（金）までに本市公式ホームページの専用フォームにてご応募ください。

※居住地域、年齢、性別などを考慮のうえ決定。詳しくは、本市公式ホームページをご覧ください。

## 固定資産税について

問 本庁舎固定資産税課

☎ 0857-30-8156 ☎ 0857-20-3920

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日（木）～5月31日（月）

令和3年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿 (土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿 (家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

### ■固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日（木）～

令和3年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人	納税義務のある固定資産の全部
②借地・借家人など	使用または収益の対象となる固定資産の部分
③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人（破産管財人など）	該当する固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。

とき いずれも8:30～17:15（土・日・祝休日除く）

ところ 本庁舎2階税務総合窓口（21番窓口）、各総合支所市民福祉課

※本人確認のため、運転免許証などをご提示ください。代理人の場合は委任状が必要です。

★令和3年度納税通知書は5月1日ごろ発送予定



## いっしょに住みよい地域をつくりましょう

自治会（町内会）は  
みなさんの参加を待っています

問 鳥取市自治連合会事務局

☎ 0857-20-0100 ☎ 0857-20-0141

問 本庁舎協働推進課

☎ 0857-30-8176 ☎ 0857-20-3919

自治会（町内会）では、同じ地域に住んでいる人同士がさまざまな地域課題に取り組み、より住みよい地域づくりを目指して活動しています。

「いざ」という時、普段からつながりのある自治会が頼りになります。まずは自治会に加入して、一緒に活動してみませんか。

### 【自治会は主に次のような活動をしています】

#### ◆災害時に助け合える地域づくり

地震・水害・火災などに対処するため、避難訓練や防災活動を実施しています。



#### ◆安心安全な地域づくり

防犯パトロールや、防犯灯の維持管理をしています。

#### ◆支えあう地域づくり

ひとり暮らしの高齢者の安否確認のための配食サービスや子育て支援・健康づくりなどを行っています。

#### ◆きれいな地域づくり

ごみの集積場所、公園の清掃、資源回収などの活動をしています。

#### ◆楽しく交流できる地域づくり

お祭りや運動会、納涼祭などを開催し、子どもから高齢者までの世代間交流を図っています。



#### ◆身近な情報の提供

市からの情報や公民館だよりなど、生活に必要な情報をお届けしています。

#### ◆地区要望の取りまとめ

行政と連携し、道路や排水路の改修などの地域課題について意見や要望を伝えています。

### 【自治会に加入するには】

お住まいの地域の自治会長（町内会長・区長）にお問い合わせください。連絡先が分からない場合は、ご近所の人か鳥取市自治連合会事務局または協働推進課までお問い合わせください。